

令和 6 年度

根室市地域公共交通確保対策協議会

総会議案

日 時 令和 6 年 5 月 21 日（火） 14 : 00 ～

場 所 根室市役所 3 階 災害対策室（301.302）

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

根室市地域公共交通確保対策協議会

会長 竹 本 勝 哉

3 議 事

(報告事項)

報告第1号 令和5年度事業報告について

報告第2号 令和5年度会計決算報告について

(協議事項)

議案第1号 委員の選任及び役員の指名について

議案第2号 令和6年度事業計画（案）について

議案第3号 令和6年度会計予算（案）について

議案第4号 路線バス(落石線)実証試験運行に係る停留所の整備について

議案第5号 厚床線に係る停留所設置の検討について

議案第6号 釧路線の維持存続に向けた協議について

4 そ の 他

5 閉 会

令和5年度根室市地域公共交通確保対策協議会事業報告書

1 協議会の体制構築

(1) 協議会の運営

地域公共交通計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、令和4年4月に協議会を設立し、運営を図った。

(2) 設立年月日及び構成団体

ア. 設立年月日：令和4年4月1日

イ. 構成団体：根室市、根室交通㈱、根室ハイヤー組合、北海道旅客鉄道㈱、根室市町会連合会、根室市老人クラブ連合会、根室市社会福祉協議会、根室市観光協会、根室商工会議所、私鉄総連根室交通支部、根室市商店連合会、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路建設管理部、北海道警察釧路方面根室警察署、国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局、北海道根室振興局

2 地域公共交通計画の作成に関する協議・活動内容

(1) 地域公共交通計画の実施に関する協議及び進捗管理に関すること

ア. 総会

令和5年5月30日

《内容》	報告第1号	令和4年度事業報告について
	報告第2号	令和4年度会計決算報告について
	議案第1号	令和5年度事業計画（案）について
	議案第2号	令和5年度会計予算（案）について

イ. 第2回会議

令和5年9月20日

《内容》	報告第1号	路線バス(落石線)実証試験運行に係る実績について
	議案第1号	AI オンデマンド交通の実証運行について

ウ．第３回会議（書面会議）

令和６年３月２５日

- 《内容》 報告第１号 路線バス(落石線)実証試験運行に係る実績について
報告第２号 A I オンデマンド交通実証試験運行に係る実績について
議案第１号 路線バス(落石線)実証試験運行の継続について
議案第２号 A I オンデマンド交通実証試験運行の継続について

(2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること

ア．路線バス（落石線）実証試験運行

落石地区での通院・通学の利便性向上のため、新たにバス路線を新設した実証試験運行を行った。

なお、利用人数の実績については、別紙１のとおり。

《運行期間》 令和５年４月１０日 ～ 令和６年３月３１日

《運行区間》 根室市落石地区 ～ 根室市内

《利用人数》 根室行（毎日） 落石港 7:20 発 ／ 3,509 人
落石行（水のみ） 市立病院前 13:00 発 ／ 46 人
落石行（毎日） 市立病院前 16:00 発 ／ 1,258 人

イ．市街地におけるA I オンデマンド交通実証試験運行

公共交通不便地域における日常生活に必要な移動を確保するため、A I オンデマンドタクシーの実証試験運行を行い、利用者ニーズ等を調査・分析のうえ、効果検証を行った。

なお、分析結果の詳細等については、別紙２、別紙３のとおり。

《運行期間》 令和５年１０月２日 ～ １１月３０日

《運行時間》 ８時００分 ～ １８時００分

《運行範囲》 J R 根室駅を中心に半径約 2.0km

《利用人数》 延べ 589 人（10 月 246 人、11 月 343 人）

(3) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

根室市地域公共交通計画の「基本目標１ 市内の公共交通体系の見直しによる移動の足の確保・維持」、「基本目標２ 利用者と運転手の確保等による持続可能な公共交通体系の維持」、「基本目標３ 広域交通に係る公共交通の確保・維持」に関する事項について随時、検討・協議等を行った。

**令和5年度
根室市地域公共交通確保対策協議会
歳入歳出決算書**

歳入

(単位：円)

科 目	予 算 額	補正額	補 正 後 予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
負 担 金	10,843,000	0	10,843,000	10,843,000	0	根室市：事業負担金
補 助 金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	北海道：地域づくり総合交付金
諸 収 入	226	0	226	50	▲ 176	預金利息 等
繰 越 金	270,774	0	270,774	270,774	0	
歳入合計	14,114,000	0	14,114,000	14,113,824	▲ 176	

歳出

(単位：円)

科 目	予 算 額	補正額	補 正 後 予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
事 業 費	14,000,000	▲ 2,822,000	11,178,000	11,176,447	▲ 1,553	
委 託 費	9,000,000	▲ 201,000	8,799,000	8,798,157	▲ 843	路線バス（落石線）実証試験運行業務委託料 3,269,997 AIオンデマンド交通実証試験運行委託料 5,528,160
使用料及び賃借料	5,000,000	▲ 2,621,000	2,379,000	2,378,290	▲ 710	ジャンボタクシー借上料 2,378,290
事務費	114,000	132,000	196,000	195,374	▲ 626	
需 用 費	50,000	123,000	173,000	172,934	▲ 66	印刷製本費（チラシ・ポスター） 167,750 食糧費（会議用） 5,184
役 務 費	14,000	9,000	23,000	22,440	▲ 560	手数料（振込手数料等） 22,440
旅 費	50,000	0	0	0	0	－ 0
歳出合計	14,114,000	▲ 2,690,000	11,374,000	11,371,821	▲ 2,179	

歳入決算額 歳出決算額 差引残額
 14,113,824円 11,371,821円 = 2,742,003円 （令和6年度への繰越額）

監 査 意 見 書

令和5年度根室市地域公共交通確保対策協議会歳入歳出決算について、
帳簿、証書等を照合し確認した結果、いずれも符合し、かつその執行が
適正であることを認める。

監査実施日 令和6年5月16日

監 事 根室市社会福祉協議会

事務局長 星 山 祐 二 

監査実施日 令和6年5月16日

監 事 根室商工会議所

事務局長 高 野 美 奈 

議案第 1 号 委員の選任及び役員の指名について

1 規約第 5 条に規定する委員は以下のとおり。

区 分	所 属	役 職	氏 名	備 考
交通事業者	根室交通株式会社	代表取締役	岡野 将光	再任
	根室ハイヤー組合	組合長	岡野 忠春	再任
	北海道旅客鉄道株式会社	専任部長	明 勝彦	再任
利用者団体	根室市町会連合会	事務局長	齋藤 博士	新任
	根室市老人クラブ連合会	事務局長	織田 勝洋	再任
	根室市社会福祉協議会	事務局長	星山 祐二	再任
	根室市観光協会	事務局長	寺田 裕一	再任
	北海道社交飲食生活衛生同業組合根室支部	支部長	千葉 智人	新任
	根室市教育委員会	教育部長	園田 達弥	再任
関係機関	私鉄総連根室交通支部	執行委員長	佐原 貴幸	再任
	根室商工会議所	事務局長	高野 美奈	再任
	根室市商店連合会	会長	柴田 明信	再任
道路管理者	国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部	次長	桑村 貴志	新任
	北海道釧路建設管理部	根室出張所長	山口 秀人	新任
	根室市建設水道部	都市整備課長	小田 学	再任
	根室市水産経済部	港湾課長	鈴木 勝彦	再任
公安委員会	北海道警察釧路方面 根室警察署	交通課長	遠藤 祐吾	新任
国	国土交通省北海道運輸局 釧路運輸支局	首席運輸企画 専門官	松田 順一	再任
北海道	北海道根室振興局	地域政策課長	丸山 勝之	新任
根室市	根室市	副市長	竹本 勝哉	再任

(任期：令和 6 年度～令和 7 年度)

2 規約第 6 条の規定に規定する役員は以下のとおり。

摘 要	所属・役職	氏 名
会長	根室市副市長	竹本 勝哉
副会長		
監事		
監事		

(任期：令和 6 年度～令和 7 年度)

令和6年度根室市地域公共交通確保対策協議会事業計画（案）

1 基本方針『子どもと高齢者にやさしく持続可能な公共交通体系の構築』

当市は市街地に人口が集中し、また、郊外部にも広域分散的に居住しており、高齢化が進行する中、市街地と郊外部の公共交通による生活の足の確保・維持が重要となっています。一方、人口減少に伴う通勤・通学者の減少、生活スタイルの多様化等による公共交通の利用者の減少や運転手の高齢化等により、子どもに対する輸送支援や高齢者に対する多様なニーズへの対応など、交通弱者に対する支援が必要です。更には、公共交通空白地域への対応など、効率的で生活環境に即した公共交通サービスの検討が必要であり、また、旅行者の輸送手段としても公共交通の確保・維持が期待されます。

そのため、生活交通を中心とする“使われる公共交通”のあり方を再検討し、持続可能な公共交通体系を構築します。

2 令和6年度事業の概要

(1) 地域公共交通計画の実施に関する協議及び進捗管理に関すること

- ア．総会や会議、市民意見交換会の開催等（随時）
- イ．その他、関係機関・団体との協議等（随時）

(2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること

ア．路線バス（落石線）実証試験運行

落石地区での通院・通学の利便性向上のため、令和5年4月10日より、新たにバス路線を新設した実証試験運行について、運行ルートの見直し等の検討を図りながら、引き続き実証試験運行を実施する。

《運行期間》 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

《運行区間》 根室市落石地区 ～ 根室市内

イ．A I オンデマンド交通実証試験運行

令和5年度、2ヶ月間実施した「デマンド型乗合タクシー（A I オンデマンド交通）」の実証試験運行について、引き続き利用者ニーズを把握し、移動サービスの最適化を図るため実証試験運行を実施する。

《運行期間》 令和6年7月1日 ～ 令和7年3月31日

《運行範囲》 J R根室駅を中心に半径約2.0kmのエリア

(3) その他、目的達成するために必要なこと

**令和6年度
根室市地域公共交通確保対策協議会
歳入歳出予算書**

歳入

（単位：円）

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較 増 減	摘 要
負 担 金	30,000,000	10,843,000	19,157,000	根室市：事業負担金
補 助 金	30,000,000	3,000,000	27,000,000	国：共創モデル実証運行事業補助金
諸 収 入	997	226	771	預金利息
繰 越 金	2,742,003	270,774	2,471,229	前年度繰越金
歳入合計	62,743,000	14,114,000	48,629,000	

歳出

（単位：円）

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比較増減	摘 要
事業費	62,000,000	14,000,000	48,000,000	
委 託 料	37,400,000	9,000,000	28,400,000	共創モデル実証事業支援委託 33,000,000 利用実態調査委託（釧路線） 4,400,000
使用料及び賃借料	21,600,000	5,000,000	16,600,000	自動車借上料 21,600,000
工事請負費	3,000,000	0	3,000,000	停留所新設工事 3,000,000
事務費	743,000	114,000	629,000	
需 用 費	623,000	50,000	573,000	消耗品費（事務用） 53,000 印刷製本費（チラシ・ガイドブック等） 560,000 食糧費（会議用） 10,000
役 務 費	20,000	14,000	6,000	通信運搬費（切手代等） 10,000 手数料（振込手数料） 10,000
旅 費	100,000	50,000	50,000	普通旅費 100,000
歳出合計	62,743,000	14,114,000	48,629,000	

議案第 4 号 路線バス（落石線）実証試験運行に係る停留所の整備について

1 経緯

令和 5 年 4 月 10 日より実証試験運行している『路線バス（落石線）』について、根室市長節地区から、「乗降場所が住居地域から遠く離れており、停留所まで徒歩で移動することは危険であるため、長節会館への変更をお願いしたい。」との要望をいただいている。

2 利用状況等

実証試験運行開始時の 4 月、5 月は、月 130 名程度（乗車降車含む）の長節停留所の利用状況であったが、6 月以降は月数名程度となっている。

利用されていた方は、隣の停留所である西和田まで送迎によって移動している状況にある。

○落石線における公的資金の投入状況

	令和 5 年度
全体補助額	16,053 千円
市の補助額	9,658 千円

3 具体的な取組

令和 6 年 3 月、長節町会、運行事業者、根室市の 3 者で長節会館への停留所設置について現場確認を行った結果、周辺の土地整備により大型バス車両の運行が可能であると判断したところであり、停留所新設に要する事業費を精査のうえ整備を進めることとする。

このことから、令和 6 年秋頃に現在の長節停留所を長節会館前へ運行ルートを変更することとし、長節地区の利便性向上を図るものとする。

4 路線バス（落石線）：長節停留所



議案第5号 厚床線に係る停留所設置の検討について

1 経緯

根室市川口地区の住民より、「川口停留所まで約1.8kmあり、その区間は両脇を森で囲まれており、高齢者や子供だけで停留所まで行くことは距離及び安全性の面からも停留所の新設等を検討いただきたい。」との要望をいただいている。

2 利用状況等

厚床地区ー根室市街地間の路線バスは、厚床線、中標津空港線が運行しているが、厚床線の利用者は減少傾向にあり、カウント調査結果から1便あたりの利用者数が3.0人と芳しくない状況である。また、時間帯によっては利用者がいない状況であることから、生活交通と旅行者支援の両面から利用者ニーズに即した運行へと路線再編の検討が必要である。

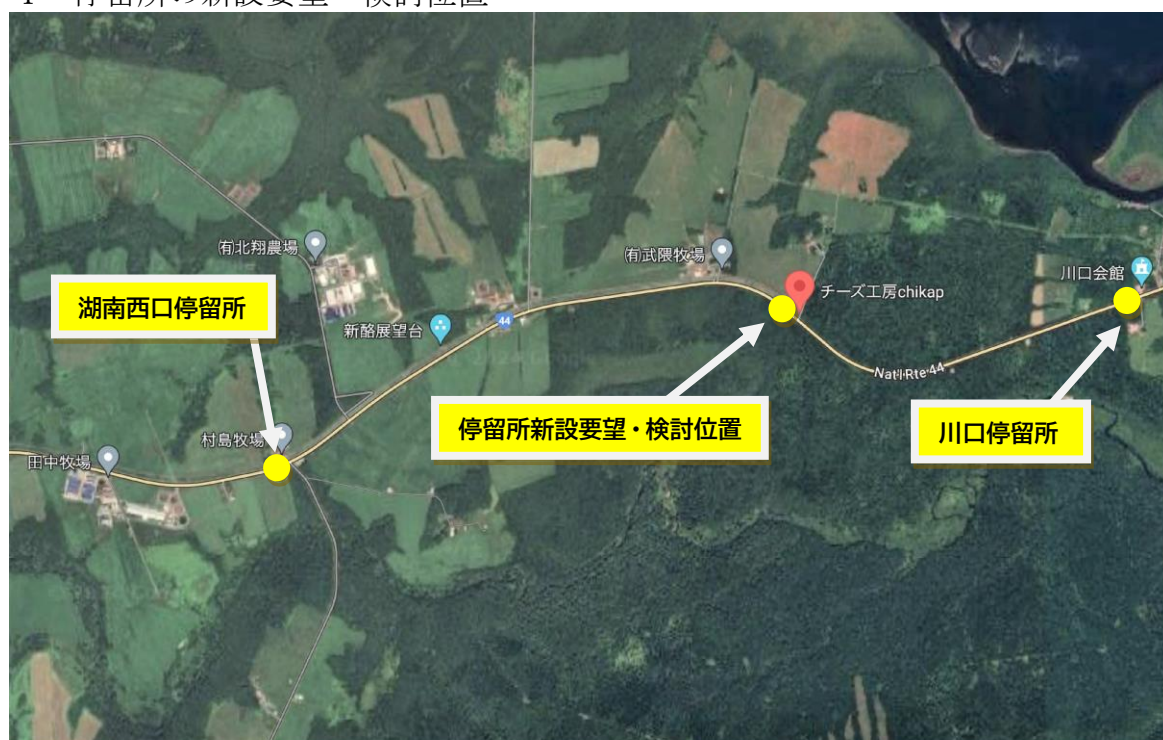
○厚床線における公的資金の投入状況

	令和4年度	令和5年度
全体補助額	17,936 千円	18,650 千円
市の補助額	14,467 千円	14,833 千円

3 具体的な取組

関係機関及び交通事業者、地域住民等と協議のうえ、停留所の新設について速やかに進めるものとする。

4 停留所の新設要望・検討位置



画像 ©2024 Airbus、CNES / Airbus、Landsat / Copernicus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 500 m

1 経緯

地域間幹線系統（国庫補助路線）である釧路線は、平成 13 年度の補助制度の改正に伴い、新たに国庫補助路線となったものであり、平成 14 年度より国庫補助を受けるための経常収益不足分（経常費用の 11/20）が発生し、沿線の 2 市 2 町（根室市、浜中町、釧路町、釧路市）でその必要額をキロ程割により負担している。

釧路線については、利用者の減少等により、令和 6 年 10 月から国庫補助要件である輸送量 15 人、平均乗車密度 5.0 人を切るため、補助要件を満たさないことが確実な状況であることから、新たに国庫補助金額約 13,000 千円が沿線自治体の負担となる。

2 利用状況等

根室市地域公共交通計画策定にあたり実施した乗降調査では、カウント調査結果から 1 便あたり利用者数は 4.3 人と芳しくない状況であり、アンケート調査結果により利用目的は通院が 3 割を占めていることから、釧路線を利用して釧路市内の病院へ通っている状況が想定され、また、釧路駅での乗降も比較的に見られる状況にある。

乗降者数が 0 人の便も見られることから、ニーズに合わせた運行時間及び便数の見直し等の検討が求められる。

○釧路線年間利用人員（各年度 10 月～9 月）

	令和 4 年度	令和 5 年度
年間利用人員	8,106 人	8,262 人

○釧路線における公的資金の投入状況

	令和 4 年度	令和 5 年度
全体補助額	75,478 千円	81,577 千円
市の補助額	19,991 千円	21,239 千円

3 具体的な取組

広域路線である釧路線については、利用者の減少や公的負担の増加を踏まえたうえで、地域の関係者が共通認識を持ち、早急に地域の実態に合わせた最適化など運行形態の見直しを行う必要があることから、北海道、沿線自治体、運行事業者ほか関係機関等ときめ細かい議論を行う検討体制を構築することが必要であり、1 年間をかけて路線の再編について検討し、令和 6 年度中に判断する。

根室市地域公共交通確保対策協議会規約

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、根室市地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を北海道根室市常盤町2丁目27番地根室市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、監事2名及び委員をもって組織する。

2 協議会の委員は次に掲げる者又は、組織を代表する者をもって構成する。

- （1） 公共交通事業者
- （2） 利用者団体
- （3） 私鉄総連根室交通支部 執行委員長
- （4） 根室商工会議所 事務局長
- （5） 根室市商店連合会 会長
- （6） 国土交通省釧路開発建設部 次長
- （7） 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所長
- （8） 北海道釧路方面根室警察署 交通課長
- （9） 根室市
- （10） その他協議会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員及び職務）

第6条 会長は根室市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

6 監事は、協議会の会計監査を行う。

(協議会の運営)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる案件については、非公開で行うものとする。

7 会議の案件について会長が軽微な案件と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあつては、会議に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で議決された事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第10条 協議会は第3条に掲げる事項について、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、根室市に事務局を置く。

2 事務局長は、根室市総合政策部長とする。

(経費)

第12条 協議会の事業に要する経費は、負担金、補助金、交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。